○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月字浅ヶ谷三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字野田字久木山一八二七、一九二二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久木山一八二七・一九二二の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字貫字貫山五の二・字若山一二の二・字髙畑一四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字菅沢二〇三〇の二、二〇三〇の三、二〇三一、二〇三二の一から二〇三二の四まで、二〇三三、二〇三四、二〇三九、二〇四〇、二〇四一の一、字菅沢松ケ久保上二〇三五、字菅沢棚二〇三六、二〇三八、字菅沢入二〇三七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅沢二〇三〇の二・二〇三〇の三・二〇三二の一から二〇三二の四まで・二〇三九・二〇四〇・二〇四一の一・字菅沢松ケ久保上二〇三五（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町宇賀字善正平一九〇二の一四・一九〇二の一六・一九一四・一九一八の二から一九一八の四まで・一九一九の三・一九二〇の四・一九二〇の五・一九二一の二・一九二二の二（以上十一筆国有林）、一九〇二の一八・一九〇三の二・一九一二の四・一九一二の五・一九一三・一九二三の二・一九二四の二（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市志和町志和堀字関川山一二三の一〇八九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂四四六の二、四四九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月六日

農林水産大臣　郡司　彰